

# 医療福祉拠点 (人材養成機能) について

## 1 医療福祉拠点整備（人材養成機能）の取り組みについて

- 人材養成課程の実現可能性を確認するため、市場調査により広く提案を求めた。
  - ✓ 事業者からは、参入に関心のある学校法人はあるものの、課題への懸念から具体的な提案を行う段階にまでは至っていないとの情報は得た
  - ✓ 情報を追加提示して再聴き取りを行うなど、人材養成機能の実現に向け課題把握に努めた

### 〈 主な課題 〉

- 新規参入にあたり、県全体の養成のあり方を見極める必要がある
- 県から一定の支援がなければ、参画の判断は困難

➔ 現在の募集条件では、民間事業者（学校法人）による4年制大学の看護職養成課程等の新設は困難であることが明らかになった。

## 2 医療福祉関係の人材養成機能 ～市場調査の状況①～

### 市場調査の調査事項

#### ①敷地利用計画

- ・ (仮称)第二大津合同庁舎を含む敷地の利用計画
- ・ 民間棟の建物規模
- ・ 駐車場の配置計画

#### ②想定スケジュール

- ・ 提案事業を実現するまでのスケジュールの概要
- ・ 県想定として令和9年4月供用開始を提示

#### ③事業方式

- ・ 県想定として30年未満の事業用定期賃貸借方式を提示

#### ④医療福祉関係の人材養成機能

- ・ 設置する人材養成機関の別(例:大学、専門学校等)
- ・ 養成する職種(看護職、歯科衛生士等)
- ・ 定員
- ・ 県想定としてリハビリテーション専門職にかかる大学院、看護職にかかる4年制大学、歯科衛生士養成課程のいずれか(または全て)の設置を提示

#### ⑤県庁周辺のにぎわい創出

- ・ 新たに人を集め、平日昼間や休日の人通りを増加させる事業
- ・ 県庁や周辺の公共空間に配慮した事業
- ・ 駅・県庁周辺エリアの在勤者・在住者・利用者等の利便性を高める事業
- ・ 県想定として企業等の事務所・研究所や学校等教育施設、子ども・若者、子育て世代の交流の場となる施設等、公開空地などのオープンスペースの設置、託児所・医療機関・飲食店・小売店・フィットネスジム・駐車場などを例示

#### ⑥その他

- ・ 基本コンセプト
- ・ 収支計画等、提案事業の実現性
- ・ 事業実施にあたって県に望む内容
- ・ 自由提案

### 市場調査の概要

#### 【ポイント】

- ・ ③事業方式は、事業用定期賃貸借方式(50年未満)の意見が多く、売却方式のみとする事業者もあった。
- ・ ④人材養成機能は、各事業者が設置主体と協議中。養成種別や定員等の具体的検討まで進んでいる事業者はなく、採算性も踏まえ今後検討とされている段階。

調査事項	参加事業者 A	参加事業者 B	参加事業者 C	参加事業者 D	参加事業者 E
① 敷地利用計画(棟数、階数、駐車場)	未定 (他事業者とグループを構成した後に検討)	2棟建て(6階、3階) 駐車台数は約90台	1棟建て(3階) 駐車台数は未定	2棟建て(階数・配置未定) 駐車台数は未定	1棟建て(10階) 駐車台数は50台 緑地公園を確保
② 想定スケジュール(供用開始時期)	未定 (他事業者とグループを構成した後に検討)	令和9年4月供用開始見込み	今後検討	今後検討	今後検討
③ 事業方式(期間)	未定 (他事業者とグループを構成した後に検討)	事業用定期賃貸借方式 (50年未満を要望)	事業用定期賃貸借方式 (30年未満(県提示内容)で可)	売却方式	定期賃貸借方式 または売却方式 (定借は50年以上を要望)
④ 人材養成機能(種別、養成職種、定員、法人との協議状況等)	未定 (他事業者とグループを構成した後に検討)	共同事業者と協議中 (1学年100名程度で2～3学科を想定)	未検討	2法人と協議中 (詳細は今後検討)	数法人と協議中 (詳細は今後検討)
⑤ 賑わい創出(用途)	マルシェイベントの開催など	駐車場併設の商業施設	専門学校学生等による人通りの増加	企業オフィスおよび学校と一般テナントが入居するビル	医療モール、託児所、サ高住、宿泊施設

### 3 医療福祉関係の人材養成機能 ～市場調査の状況②～

民間事業者からより具体的な聴き取りを行うため、人材養成機能、事業方式、敷地利用計画について以下の情報を示して、追加の聴き取りを実施した。

- 1 人材養成機能 【定員】**
- リハビリ専門職 定員5～20人／年程度
  - 看護職員 定員80人／年程度
  - 歯科衛生士 定員40人／年程度

- 2 人材養成機能 【整備に係る優先順位】**
- ① 看護職に係る4年制大学および他職種
  - ② 看護職に係る4年制大学
  - ③ 看護職に係る専門学校（3年制）および他職種

- 3 事業方式**
- 30年未満の事業用定期賃貸借方式から、一般定期賃貸借方式（期間50～70年、用途条件付き）への変更を検討

- 4 敷地利用計画**
- 敷地面積については2,500㎡から2,250㎡まで縮小することが可能。また、2,500㎡から一定拡大することも可能

市場調査（事業者ヒアリング）結果の概要は以下のとおり。

	人材養成機能	事業方式	敷地利用計画
参加事業者A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年1月に示される予定の改正私立学校法に係る政省令の内容を含め、<u>少子化の中で厳格化されていく今後の大学設置認可の動向を確認しないと、設置可否や採算等の検討が困難</u></li> <li>・ <u>補助金等による永続的な支援を希望</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般定期借地と事業用定期借地を選択できるよう希望</li> </ul>	—
参加事業者B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護系ではなくリハビリ系にアプローチしていた。</li> <li>・ 準備期間が短く、教員の確保等が課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居住系が可となると、賃借料勝負になり厳しい</li> </ul>	—
参加事業者C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県からの支援を明確に示されないと参画の判断が困難</u></li> <li>・ <u>学生の確保が課題となるが、県内の他の養成課程の今後のあり方とあわせて検討できないか。</u></li> <li>・ <u>開学前（2年）+学年充足まで（4年）の計6年間は経営安定化のための補助を希望</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般定期借地の期間は65年程度を希望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政棟用地は2,250㎡を希望</li> </ul>

➡ 現在の事業者募集要領では、人材養成機能の実現見込みが低いことから、条件等を再検討したい。

## 4 今後の取り組みの方向性について

- 人材養成機能については、これまで、将来に向けた人材養成(定員)増に取り組む観点から進めてきたが、県内の看護職養成課程等の状況を見ると、定員が充足されていない学校も多く存在。また、少子化の中で大学の設置審査が厳格化。こうした状況の中で、学校法人にとっては、現在の県内定員に加えて大学の学部新設を目指すことの困難さが増してきている状況。
- 一方で、学生の大学志向や、県外流出の課題に対応するためには、「大学誘致」の可能性を追求することは引き続き重要。
- こうした前提の中で、人材養成機能については、大学誘致等により、現在充足できていない県内定員数を確実に充足させながら、必要な人材を確保することを目指す取組としたい  
※併せて、これまでの修学資金貸与や復職支援などによる県内就業の確保対策を強化する
- 今後、次の内容を提示しながら、学校法人の参入意向について確認したい。

- 県全体の養成課程のあり方について、少子化における大学設置認可の動向や県内養成課程の定員充足状況等を踏まえ、県が主体的に検討・調整

- 過去の大学誘致事例などを参考に、土地の貸付や施設整備費用について、県から一定支援